

新型コロナウイルス感染症の予防及び業務継続のため、雇用従業員等を含めて次の取組みをお願いします。

1 予防対策の徹底

- ① 定期的な体温の測定と記録
- ② 発熱などの症状の場合、関係機関への連絡と自宅待機の徹底
- ③ 37.5度以上の発熱（4日以上）や強いだるさが続く場合、関係者に連絡し保健所に問い合わせ（基礎疾患を持つ方は特に注意）
- ④ マスクの着用、咳エチケットの徹底（ハンカチや袖等で口や鼻を覆う）
- ⑤ 人がよく触れるところや共用道具の拭き取り清掃
- ⑥ 密集を避けるため最小限の人数での作業
- ⑦ 屋内の場合は状況に応じて換気の実施
- ⑧ 手洗い、手指の消毒等を徹底
【お問合せ先】いわき市保健所 0246-27-8606（一般問合せ窓口）

2 感染者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- ① 感染者が確認された場合、保健所に報告、対応の指示を受ける
- ② 保健所が確定した濃厚接触者は、14日間の自宅待機及び健康観察を実施
- ③ 濃厚接触者が発熱又は呼吸器症状がある場合、保健所に連絡
【お問合せ先】いわき市保健所 0246-27-8596（帰国者・接触者相談センター）

3 生産施設等の消毒等

- ① 保健所の指示で感染者が作業した生産施設や生産資材を消毒
- ② 緊急を要し自ら行う場合は、感染者の手指が頻回に接触する

箇所を消毒用アルコール等で拭き取り実施

※一般的な衛生管理が実施されていれば、出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

【お問合せ先】

いわき市保健所 0246-27-8606（一般問合せ窓口）

J A 福島さくら 最寄りの支店・営農経済センター

いわき市農林水産部農業振興課農業企画係 TEL:0246-22-7471

福島県いわき農林事務所農業振興普及部経営支援課 TEL:0246-24-6162

4 事業の継続

①感染者が確認された場合に備え、地域や生産部会、集荷組織などで、営農活動や出荷が維持・継続できる体制を構築しておく

※検討事項（イメージ）

- ・連絡窓口、連絡体制 ・消毒資材、消毒要員の確保
- ・農作業代替要員のリスト作成
- ・代行する作業の明確化、作業優先順位付け、作業方法
- ・代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば耕起作業や播種・育苗作業など当面の営農活動維持のために支援を必要とする作業を検討し、作業の優先順位付けを行う。周辺農業者や受託組織、生産部会へ委託できないかなど。

②必要に応じて、J A ・市 ・ 県等の関係機関に相談

【参考】農林水産省 HP に掲載されている業種別の事業継続ガイドライン一覧

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

福島県HPに掲載されている「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/>

【お問合せ先】

J A 福島さくら 最寄りの支店・営農経済センター

いわき市農林水産部農業振興課農業企画係 TEL:0246-22-7471

福島県いわき農林事務所農業振興普及部経営支援課 TEL:0246-24-6162